

規律・フェアプレー委員会 懲罰規程

2022年度・抜粋

東京都シニアサッカー連盟

規律・フェアプレー委員会

1・目的

東京都シニアサッカー連盟(以下:シニア連盟)規律・フェアプレー委員会は、公益財団法人日本サッカー協会(以下:JFA)憲章に基づき、公益財団法人 東京都サッカー協会(以下:TFA)統括のもとにシニア連盟が開催する公式試合(指導に関連した事案を含む)で発生した懲罰事案について、公平公正ならびに適正にかつ迅速に対処することを目的とする。

2・組織

委員長 : シニア連盟 委員長
委 員 : シニア連盟 担当副委員長
委 員 : シニア連盟 事務局長
委 員 : シニア連盟 審判部長
委 員 : シニア連盟 懲罰記録管理者

3・懲罰基準

JFA「懲罰規程」に準じる。

なお、一部はシニア連盟が定める、実施年度の競技会規定ならびに懲罰規程による。

【別紙1】【別紙2】【別紙3】

4・適用範囲

シニア連盟が主催、主管、後援の公式試合のリーグ戦及びトーナメント戦 に適用する。

なお、指導に関連した懲罰基準も適用する。

*公式試合

- ・ JFA全日本サッカー大会東京都予選会 0-40、50、60
- ・ 東京都シニアサッカーリーグ戦 0-40、50、60、65、70、75、80
- ・ 東京都シニアサッカーリーグ戦、入れ替え戦、順位決定戦

*非公式試合(JFA非加盟団体、区市町村主催、連盟各種遠征、交流戦など)

*下記の競技会(試合)は非公式試合として扱いとする。非公式試合で適用した競技規則の警告や退場および懲罰は公式試合に引継ぎ加算されることはない。
また、公式試合における警告や退場は、非公式試合に引継ぎ加算することもない。
なお、非公式試合で起きた懲罰の適用に【JFA懲罰規程】を参考にして準用することを妨げるものではないが、あくまでも非加盟団体主催等での内部的な処置とする。
適用においては東京都サッカー協会・規律委員会に上申するものとする。

- ・ シニア健康スポーツフェスティバル 0-60 (東京都体育協会)
- ・ 都民生涯スポーツ大会 0-40、50 (東京都体育協会)
- ・ 藤枝交流会、新春初蹴り、新春チャンピオンシップなど

※連盟が主催する非公式試合については明示して開催する。

5・対象者 *JFA基本規則 第2条に準じる

JFAに加盟登録する団体および個人(選手、監督、コーチ、審判および役職員その他の関係者=以下選手等)であり、シニア連盟が開催する公式試合などにかかわる者である。

6・運用方法

公式競技会などで、懲罰対象事案が発生した場合には、下記の流れで迅速に対処する。

- 6・1 連絡 :
↓
・試合会場の責任者は速やかに電話などで審判部長へ連絡を行い指示を仰ぐこと。
・試合会場の責任者は、懲罰事案が発生した場合には対象者へ、シニア連盟・規律フェアプレー委員会(以下:連盟規律委員会)へ報告して裁定を仰ぐことになることを告げる。
【連盟規律委員会が確認または指示する基本事項】
- 6・2 確認 :
指 示 :
↓
・懲罰事案の事実確認～何時、どこで、誰が、誰に、何をした、その後の処置など
・懲罰事案による追加的事象発生の有無確認
・対象者と被対象者のその後の言動
・「懲罰事項・事実確認調書」および関係資料の提出依頼
＊ 関係資料 : 公式記録、審判報告書、メンバー表、大会要項、選手登録証など
- 6・3 判断 :
処置 :
通知 :
↓
【連盟規律委員会の判断、処理の基本事項】
・事実確認～対象者、被対象者、チーム関係者、本部役員、担当審判員など
・JFA事情聴取様式に準じて事実確認と審議 ⇒ 懲罰(案) ⇒ TFAへ上申 ⇒ TFA決定
⇒ 懲罰(確定) ⇒ 対象者へ通知 ⇒ 処理終了報告、確認

7・懲罰決定 *JFA懲罰規程 第1節 第3条 [都道府県等の司法機関における懲罰]

- 4.都道府県協会等の司法機関は、第25条に定める場合を除き、本条に基づき委任された権限を都道府県協会等の加盟団体その他の第三者に再委任することはできない。

競技及び競技会における違反行為については、連盟規律委員会が事実確認ならびに上申を行い、TFA規律・フェアプレー委員会またはJFA規律委員会または裁定委員会が懲罰を決定・適用する。

7・1 TFA 規律・フェアプレー委員会が懲罰を決定・適用する事案。

- ・ 1試合～6ヶ月未満の出場停止およびサッカー関連活動停止処分に該当する場合または、
- ・ 複雑な案件や後日、問題が発生しそうな事案に該当する場合。

7・2 JFA 規律委員会または裁定委員会が懲罰を決定・適用する事案。

*連盟規律委員会はすみやかに、TFA 規律・フェアプレー委員会に報告し、指示を仰ぐ。

- ① 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任またはサッカー活動の停止・禁止
- ② **50万円以上の罰金**
- ③ **不正な利益の没収**
- ④ 下位ディビジョンへの降格
- ⑤ 除名
- ⑥ 競技会への参加資格の剥奪
- ⑦ 新たな選手の登録禁止
- ⑧ 観客のいない試合の開催
- ⑨ 前各号に掲げるものの他、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等またはそれ以上

8・弁明の機会の付与など

*JFA懲罰規程 第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続き

8・1 弁明の機会の付与 第20条

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、懲罰の決定にあたって、原則として当事者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
2. 前項に定める機会は、書面(弁明書)の提出によるか、又は、聴聞(対面による意見表明)によって与えられるものとし、当該司法機関がその方法を指定するものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、当事者が弁明を行わない旨の意思表示をした場合、弁明書を指定された期日までに提出しなかった場合、指定された聴聞に欠席した場合又はその他弁明の機会を付与しないことにつき合理的な理由がある場合、弁明の機会は適法に与えられたものとみなされ、改めて弁明の機会を付与することを要しないものとする。
4. 本条に関連する当事者への連絡は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。
電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレス(当事者が選手の場合、選手が所属する加盟チームの登録メールアドレスを含む)に発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

8・2 懲罰の公表 第23条の2

1. 本協会は、本協会の規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰を公表する。
ただし、本協会の諸規則に別段の定めのない限り、公表にあたり、被処分者、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

8・3 時効 第23条の3

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、行為の時から以下の期間(以下、「時効期間」という。)が経過した場合、懲罰を科すことはできないものとする。
 - (1) 競技及び競技に関する違反行為(第2号を除く): 2年
 - (2) 八百長([別紙1]3-6): 10年
 - (3) 贈収賄・汚職(第34条第1項第6号)、不正經理(同第7号)又は横領等(同第8号): 10年
 - (4) その他の行為: 5年
2. 対象行為が継続的である場合、時効期間は行為が終了した時点から起算するものとする。
3. 対象者に対して刑事裁判の手続きが開始された場合、開始の日に時効は停止し、当該刑事裁判が継続している期間は時効期間に算入されないものとする。

9・競技及び競技会における違反行為

*JFA懲罰規程 第3節 競技及び競技会における違反行為

第27条 [競技及び競技会における懲罰基準]…【別紙1】P-5

10・選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為

*JFA懲罰規程 第4節 第32条 選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に
関する規則に関する違反行為

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

11・その他の違反行為

*JFA懲罰規程 第5節 競技及び競技会に関するもの以外の違反行為

第34条 [違反行為]

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合に第4条の懲罰を科す。
 - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
 - (2) 本協会の指示命令に従わなかつたとき
 - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行つたとき
 - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
 - (5) 刑罰法規に抵触する行為を行つたとき
 - (6) 職務に関して不正な利益を收受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき
 - (7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行つた場合
 - (8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐欺行為をしたとき
2. 前項にかかわらず、指導者(指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者)及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、[別紙3]『指導に関連した懲罰基準』に従つて懲罰を科すものとする。…【別紙3】P-12

12・不服申立 *JFA懲罰規程 第6節 不服申立

第36条 不服申立可の可否

1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き、行うことができる。
 - ① 戒告
 - ② 謹責
 - ③ 2試合以下又は2ヶ月以内の公式試合の出場停止、公的職務若しくは業務の停止、又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - ④ 80万円以下の罰金(加盟団体及び加盟チームの場合)又は30万円以下の罰金(選手の場合)
2. 前項に基づき、不服申立ができない場合、原懲罰は確立するものとする。

第37条 [不服申立にかかる時間的制限]

1. 不服申立を行おうとする個人又は団体は、原懲罰の伝達を受けた日から7日以内(通知日を含む)に不服申立を行う意思を、JFA不服申立委員会事務局までに通知すること。
2. 申立人は原懲罰の伝達を受けた日から14日以内(通知日を含む)に、不服申立の理由書を事務局まで通知すること。
3. 前2項にかかる通知は、電子メールによるものとし、事務局に到着することをもって完了する。

第41条 [手数料]

1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期間内に11,000円(消費税等込)を本協会に納付しなければならない。

13・補 足 *本規程(シニア連盟規律・フェアプレー委員会 懲罰規程)に記載なき事項は、【JFA懲罰規程】に準じるものとする。

【別紙 1】競技及び競技会における懲罰基準

1. 警 告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：[別紙 2]第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。…【別紙 2】P-10

② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：当該競技会において最低2試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。

② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金。

	競技規則	懲罰基準		連盟懲罰規程
懲罰	・異なる試合における累積警告による場合	【別紙2】 2条	試合数 9試合以下の場合2回で～1試合停止 試合数10～19試合の場合3回で～1試合停止 試合数20試合以上の場合4回で～1試合停止	リーグ戦(入替え、順位戦含む)とカップ戦は別競技でカウント。それぞれ、左表に該当する総試合数で累積をカウントする。 いずれも、繰返し(2回目以降)で2試合停止
	・同一試合中に二つ目の警告を受け、退場の場合		1回目最低1試合、繰り返し(2回目以降)で最低2試合出場停止及び罰金	1回目で最低1試合、繰り返し(2回目以降)で2試合出場停止、罰金なし

2. 退 場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の2-1(1)から(10)又は2-2から2-7の①号以下の定めにより懲罰を科す。

* 退場を命じられた場合は自動的に次の公式戦は一回の出場停止。その後の処置は、規律・フェアプレー委員会の審議による。

* 各懲罰の出場停止は1回目の場合であり、繰り返した場合には2倍の試合数が出場停止となる。なお、1回目で12ヶ月の出場停止において繰り返した場合には、無期限の出場停止となる。

競技規則と懲罰基準(JFA懲罰規程[別紙1]競技及び競技会における懲罰基準)の対比

【別紙 2】競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則 第11条〔競技規則と懲罰基準の関係〕

表1. 競技者、交代要員、退いた競技者の場合

	競技規則	懲罰基準		懲 罰	連盟懲罰規程
1	・著しく不正なプレーを犯す	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
2	・乱暴な行為を犯す	2-1 (3)	乱暴な行為	最低1試合	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金	最低2試合 罰金なし
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合および罰金	最低4試合 罰金なし
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月および罰金	最低6ヶ月 罰金なし

	競技規則	懲罰基準		懲 罰	連盟懲罰規程
3	・人をかむ、または人につばを吐く	2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に 対する挑発行為	最低2試合および罰金	最低2試合 罰金なし
		2-3	選手等に対してつばを吐きかける行為	最低6試合および罰金	最低6試合 罰金なし
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫	最低6ヶ月および罰金	最低6ヶ月 罰金なし
		2-7	審判員に対してつばを吐きかける行為	最低12ヶ月および罰金	最低12ヶ月 罰金なし
4	・意図的に手でボールを扱い、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する(自分たちのペナルティーエリア内にいるゴールキーパーを除く)	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
5	・競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点または、決定的な得点の機会を阻止する(「得点、または、決定的な得点の阻止」に規定される警告の場合を除く)	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	最低1試合
6	・攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1 (5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合	最低1試合
		2-4	主審、副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低2試合	最低2試合
7	・ビデオオペレーションルームVOR)に入る	2-1 (1)	著しい反則行為	最低1試合	該当なし

表2. チーム役員の場合

	競技規則	懲罰基準		懲 罰	連盟懲罰規程
1	・ボールを放さない、ボールを遠くへける、競技者の動きをさえぎるなどで、相手チームのプレーの再開を遅らせる	2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合	最低1試合
2	・意図的にテクニカルエリアを出て、次のことを行う: ・審判員に対して異議を示す、または抗議する ・挑発したり、相手の感情を 刺激するような態度をとる	2-1 (4)	審判員の判定に対する執拗な抗議	最低1試合	最低1試合
		2-1 (5)	他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1試合	最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金	最低2試合 罰金なし
3	・攻撃的または対立な立場で相手チームのテクニカルエリアに入る	2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為	最低1試合	最低1試合

	競技規則	懲罰基準		懲 罰	連盟懲罰規程
4	・競技のフィールドにものを意図的に投げ入れるまたは、けり込む	2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為		最低1試合
5	・意図的に競技のフィールドに入り、次のことを行う ・審判員と対立する(ハーフタイムと試合終了後を含む) ・プレー、相手競技者、または審判員を妨害する	2-1 (4)	審判員の判定に対する執拗な抗議		最低1試合
		2-1 (7)	きわめて反スポーツ的な行為		最低1試合
6	・ビデオオペレーションルームVOR)に入る	2-1 (1)	著しい反則行為		最低1試合 適用しない
7	・相手競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客、またはその他の人(ボールパーソン、警備員、競技会役員など)に対する身体的または攻撃的な行動をとる(つばを吐く、かみつくなど)	2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為		最低2試合および罰金 最低2試合 罰金なし
		2-3	選手等に対して、つばを吐きかける行為		最低6試合および罰金 最低6試合 罰金なし
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫		最低6ヶ月および罰金 最低6ヶ月 罰金なし
		2-7	審判員に対して、つばを吐きかける行為		最低12ヶ月および罰金 最低12ヶ月 罰金なし
8	・攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1 (5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱		最低1試合 最低1試合
		2-4	主審、副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為		最低2試合 最低2試合
9	・認められていない電子機器や通信機器を使用したり、電子機器や通信機器を使用して不適切な行動をとる	2-1 (1)	著しい反則行為		最低1試合 最低1試合
10	・乱暴な行為を犯す	2-1 (3)	乱暴な行為		最低1試合 最低1試合
		2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為		最低2試合および罰金 最低2試合 罰金なし
		2-5	審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為		最低4試合および罰金 最低4試合 罰金なし
		2-6	審判員に対する暴行・脅迫		最低6ヶ月および罰金 最低6ヶ月 罰金なし

3. その他の違反行為

3-1-1・試合放棄

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	①チームまたは選手などが試合継続を拒否し、または試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して当該試合の没収処分および試合への出場停止処分を科す ②当該違反行為が重大な場合には、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする	没収試合および 最低2試合	没収試合および 最低2試合

3-1-2・破損行為

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・選手などによる競技場またはその周辺関連施設における故意による器物破損行為	1回目、最低1試合	1回目、最低1試合
		繰り返し、最低2試合 および罰金	繰り返し、最低2試合および実費弁償

3-1-3・乱闘、喧嘩

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・乱闘または喧嘩に関与した者に対しては出場停止処分を科す。ただし、乱闘、喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない	1回目、最低6試合	1回目、最低6試合
		繰り返し、最低12試合	繰り返し、最低12試合

3-2-1・公文書の偽造・変造

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・サッカーに関連して、公文書(住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない)を 偽造、変造した場合	最低12ヶ月のサッカー 関連活動停止	最低12ヶ月の サッカー関連活動停止

3-2-2・選手証の偽造・変造

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合	処分決定日から1ヶ月の サッカー関連活動の停止	処分決定日から 1ヶ月のサッカ関連活動の停止

3-3・ 出場資格のない選手の公式試合への出場

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・チーム	当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無のかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0:3で敗戦したものとして扱われる。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。	当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無のかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0:3で敗戦したものとして扱われる。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。 罰金なし ただし、連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる
2	・出場した選手	罰金処分、Jチーム:最低100万円、その他のチーム:10万円以下の罰金	処分決定日から1ヶ月の出場停止 (ただし、選手に故意が認められる場合に限る) 処分決定日から1ヶ月の出場停止 (ただし、選手に故意が認められる場合に限る)

3-4・ チームによる違反行為

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
1	・1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告または退場処分となった場合には当該チームに罰金が科される		罰金なし ただし、連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる
2	・同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または見苦しい抗議を執拗に繰り返した場合、当該チームに対して罰金が科される	金25～50万円	罰金なし ただし、連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる

3-5・ 差 別

	懲罰基準	懲 罰	連盟懲罰規程
	人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出身などに関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲戒を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他の軽度の懲罰に留めることができる		
1	・違反者が選手等(アマチュア選手を含む)の場合は、違反当事者に対して懲罰を科す	原則、最低5試合および10万円以上の罰金	原則、最低5試合および10万円以上の罰金
2	・同一チームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに懲罰を科す	当該チームに勝点の減点処分(初回の違反は3点、二度目の違反は6点)を科す。さらなる違反には、下位ディビジョンへの降格処分を科す。勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪する	連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる

懲罰基準		懲罰	連盟懲罰規程
3	・違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して懲罰を科す	40万円以上の罰金。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、または競技会の参加資格の剥奪などの追加的懲罰を科す	罰金はなし ただし、連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる
4	・違反者が観客(サポーターを含む)の場合は、当事者に対して懲罰を科す	最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される	連盟規律委員会で審議、上申して、TFAまたはJFAにて懲罰を科すことができる

3-6・ チームまたは、選手等によるその他の違反行為

懲罰基準	懲罰	連盟懲罰規程
本規程に該当条文がない場合で、チームまたは、選手等が本協会の各種規程・規則に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チームまたは、選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。		同左

【別紙2】競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則

第2条 [警告の累積による出場停止試合数]

- 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
 - 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合:
警告の累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合:
警告の累積が3回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合:
警告の累積が4回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
- 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会(大会規程等により当該競技会と一体を成すとみなされるものを含む。以下同じ)の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

*シニア連盟懲罰規程(特殊)

- ① 警告の累積数において、65、70、75、80歳リーグは、試合数の不定数ならびに安全なプレーの推奨のために、当面、累積が2回に及んだ選手等は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

第3条～弟9条

- 警告の累積による出場停止処分と退場による出場停止処分は併科する。なお、退場による出場停止処分を先に消化するものとする。なお、その場合の警告の累積は効力を失わない。
- 退場による公式試合の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けた競技会における直近の試合に適用されるものとする。
- 前記の競技会において消化されなかった場合、当該チームが出場する直近の公式試合にてその処分を消化するものとする。なお、違反して試合に出場した場合は選手などおよび所属チームに懲罰を科す。
- 下記に該当する出場停止処分が当該年度に消化できなかった場合は翌年度に持ち越され、直近の公式試合にて消化するものとする。
 - ・退場
 - ・同じ試合で2つ目の警告
 - ・累積警告
 - ・出場停止処分懲罰行為など

- ⑤ 選手などの移籍、卒業の場合は移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。なお、違反して試合に出場した場合は、選手などおよび移籍元チーム若しくは移籍先チーム又はその双方に懲罰を科す。
- ⑥ 選手などが、複数のチーム(選抜チーム等)にて競技会に出場する場合も、原則、前①～⑤が適用され出場停止処分は当該競技会にて消化されるものとする。
この場合、選抜チーム等の選手などとして受けた出場停止処分は、所属チームの選手などとしての出場には影響しないものとする。また、所属チームの選手などとして受けた出場停止処分も選抜チーム等の選手などとしての出場には影響しないものとする。
あくまでも、所属チームで受けた出場停止処分は所属チームの大会で消化する。また、選抜チーム等の選手などとして受けた出場停止処分は、選抜チーム等の直近の試合にて消化されるものとする。
*なお、【サッカー関連活動停止】などの懲罰を科せられた場合には、すべての立場に科せられる。

○=出場可能 ✕=出場停止消化

所属チーム	停止2日		✕ 1		✕ 2
選抜チーム等		○		○	
所属チーム			○		○
選抜チーム等	停止2日	✕ 1		✕ 2	

*シニア連盟懲罰規程(特殊)

- ① 同一チーム内でチーム役員(監督等)が選手を兼ねている場合に、どちらか一方でのより重い懲罰がチーム役員と選手に科される。なお、双方に重複した停止期間が科されることはない。
- ② 選手が他のチーム役員(監督等)を兼ねている場合に、どちらか一方での公式試合出場停止の懲罰は、もう一方に科されることはない。ただし、サッカー関連活動停止となる懲罰は、双方に科せられる。
- ③ 選手やチーム役員(監督等)が、選抜チームの選手などに従事する場合には、前項⑥に準じる。
- ④ 懲罰は、公式試合出場停止またはサッカー関連活動停止などとする。

第10条 [試合が中止等となった場合の懲罰の消化]

- ① 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合は、当該試合中に出された警告・退場の処分は効力を失わない。
- ② 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合は、当該試合中に出された警告・退場の処分は次のとおりとする。
 - ③ 再試合を実施する場合は、退場の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。
 - ④ 再試合を実施しない場合、没収試合の場合は、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合は両チームの受けた処分を有効とする。
- ⑤ 出場停止処分が試合数をもって科されている場合は、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については出場停止消化試合に算入する。ただし、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手などに対しては、出場停止消化試合に算入しないものとする。

【別紙3】指導に関する懲罰基準

*JFA懲罰規程第5節 その他の違反行為 第34条 [違反行為]

指導者(指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者)及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、[別紙3]『指導に関する懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

違反行為の程度・結果	懲 罰	連盟懲罰規程
表1. 指導中(練習・試合含む)における選手等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為(暴力・体罰)		
・被害者が傷害を負わなかった	6ヶ月間のサッカー関連活動停止	同左
・被害者が全治1か月未満の傷害を負った	1年間のサッカー関連活動停止	同左
・被害者が全治1か月を超える傷害を負った	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名	同左

違反行為の程度・結果	懲 罰	連盟懲罰規程
表2. 指導中(練習・試合含む)における選手等に対する人格を否定するような発言・侮辱等、又は指導者が特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為(以下「暴言等」という。)により、心身に有害な影響を及ぼす言動		
・偶発的な暴言等で、被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかつた	謹責	同左
・継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでには至らなかつた	6ヶ月間のサッカー関連活動停止	同左
・暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた(暴言等を受けた被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなつた、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された等)	1年間のサッカー関連活動停止	同左
・暴言等を繰り返し、被害者の心身に重大な障害を与えた、又は被害者が退団する等、当該所属チームでの活動を中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名	同左

違反行為の程度・結果	懲 罰	連盟懲罰規程
表3 選手等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動		
・被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかつた	1年間のサッカー関連活動停止	同左
・わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた(被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなつた、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された、又は被害者が退団する等、当該所属チームでの活動を中止に至らせた等)	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止、除名	同左

違反行為の程度・結果	懲罰	連盟懲罰規程
表4. 選手等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という。)		
・被害者のみが強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動環境を悪化させるまでに至らなかった	1年間のサッカー関連活動停止	同左
・性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じたが、被害者が当該所属チームでの活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至らなかった	2年間のサッカー関連活動停止	同左
・性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該所属チームでの活動の中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止・除名	同左

違反行為の程度・結果	懲罰	連盟懲罰規程
表5. 指導中(練習・試合含む)において、選手等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導やサッカー関連活動(以下「不適切な指導や活動」という。)		
・偶発的に行われた不適切な指導や活動であったが、被害者の当該所属チームでの活動に支障が生じるまでに至らなかった	謹責	同左
・継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導や活動であったが、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じるまでに至らなかった	6ヶ月間のサッカー関連活動停止	同左
・不適切な指導や活動を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者の当該所属チームでの活動に支障が生じた(不適切な指導や活動を受けた被害者が当該所属チームでの活動を一時中断せざるを得なくなった、指導者におびえ萎縮して当該所属チームでの活動が阻害された等)	1年間のサッカー関連活動停止	同左
・不適切な指導や活動を繰り返し、被害者の心身に傷害を負わせた、又は退団など当該所属チームでの活動を中止に至らせた	無期限又は永久的なサッカー関連活動停止・禁止・除名	同左

<考慮すべき要素>

- ① 違反行為の態様(故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等)
- ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係
- ③ 加害者の人数
- ④ 違反行為による結果や影響
- ⑤ 被害者の身体的負荷の程度(暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか(表1)外傷・スポーツ傷害発生の有無・程度(表5))
- ⑥ 被害者の心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無等を含む)
- ⑦ 被害者の年齢・人数、被害者の所属チーム活動への影響の程度(所属チーム活動の休止・停止の状況や所属チームからの退団の有無等を含む)
- ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯
- ⑨ 被害者の言動、態度等
- ⑩ 加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)
- ⑪ 刑事処分を受けた場合、その刑期

<加重・軽減要素の例>

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者あるいは被害者が複数の場合、被害者の年齢が低い・未成年の場合、複数回又は継続的に行われていた場合、行為・言動を行った期間が長い場合(概ね1ヶ月以上)、暴力・暴言・わいせつ行為など他の違反行為も併せて行った場合、所属チームでの活動の継続が困難になった場合、傷害・暴力・暴言内容の程度が重度な場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、不適切な指導や活動であることを知りながら不適切な指導や活動を行った場合(表5)等

○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容によりチームに所属する選手の活動が著しく制限される場合等

※処分の決定に係る基本的な考え方

1. 本基準に該当する暴力行為に対する懲罰は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定するものとする。

2. 本基準に定める暴力行為に関する懲罰の決定に当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者・被害者の年齢、被害者の心理的負荷・競技活動への影響、日頃の活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮するものとする。

※その他留意事項

1. 上表において、「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合」とは、暴言等を受けた被害者のみが苦痛を感じた場合を想定している。

2. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合」とは、暴言等を受けた被害者のみならず、周囲の競技者も苦痛を感じるなどして当該指導者から指導を受けることに嫌悪感を覚えるなど競技活動の環境が悪化した場合を想定しているが、被害者が競技活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至っていない場合を想定している。

3. 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合」とは、暴言等を受けた被害者が競技活動を一時中断せざるを得なくなった場合や、指導者におびえ萎縮して競技活動が阻害されたような場合を想定している。

4. ここでいう「刑事処分」は、他の項目との均衡から、軽微な刑事処分(事案が軽微で悪質性が低いなど)は該当しない。

【参考資料】 サッカー関連活動(懲罰規程第4条第1項第9号)の範囲

1. 本規程(懲罰規程第4条第1項第9号)におけるサッカー関連活動とは以下の活動を含むものとする。

- (1) 本協会又は加盟団体が主催する公式試合又は公式競技会に参加すること
- (2) 本協会又は加盟団体が主催する各種のイベント、研修会、会議等に参加すること
- (3) 加盟チームが開催する練習、イベント又は会議体に参加すること
- (4) 選手等(本協会に登録される個人)との間でサッカーに関連した接触を持つこと(試合、練習、会議、研修会、各種イベント又はそれらの準備に係る活動において選手等に直接又は間接的に影響を及ぼすことを含む)
- (5) 本協会、加盟団体又は加盟チームのためにサッカーに係る管理的職務を行うこと

2. 前項第5号に関して、当事者の管理的職務を制限することにより関係者の活動が著しく制限される場合は、当該司法機関の裁量により、関係者の活動を継続させる目的の限りにおいて、例外的に一部の管理的職務を制限の対象から除外することができる。

ただし、このような例外措置は当該懲罰の決定の時に併せて決定されなければならない。

*改定・施行年月日 1995年 4月 1日
*改定・施行年月日 2020年 4月 1日
*改定・施行年月日 2020年12月20日（施行 2021年 2月 1日）
***改定・施行年月日** 2022年02月10日（施行 2022年 4月 1日）